

参考資料5

令和5年8月7日

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 御中

全国専修学校各種学校総連合会

○第3回会議（令和5年7月14日）関係資料に関する意見等
「議事2 附属明細書の内容（資料4 現行の明細書の内容）」

1. 固定資産明細表について

○学校法人の成り立ちから言っても現在の形式で妥当と考える。

2. 借入金明細表

○金融機関別の期末残高と残存期間および資金使途に絞って、他の記載項目を減らしてもいいのではないか。

○前期・今期の増減に関しては、資金収支計算書と活動区分資金収支計算表があるので、それで代替できると思われ、それにより残高証明書の転記で済むことで作業軽減が見込まれる。

3. 基本金明細表

○期末残高の記載と取崩額の表示で充分と思われる。

4. その他

○前回の検討会においては、基本金組み入れなどの適正化のチェックについては、監事など理事会の役目ということであったが、監事になる者が必ずしも会計的視点を持ち合わせているとは限らないことを考えると、本来は会計監査人の役目となると考える。

○会計監査人による監査を推奨すべきであるが、小規模法人の多い幼稚園や専修学校において全てに入れるのは困難が予想される。今後のガバナンス強化という視点において法人の健全性を担保する役割を担う部分を監事にという点で、その視座を持ったものを地方の法人で確保するのは困難と考えると、現実的には誰がそれを担うかを次の議論として提案したい。

参考資料5

今回の改正において大臣所轄学校法人は会計監査人の設置が義務。一方で知事所轄学校法人は任意となっているが、ガバナンスの強化のため（知事所轄学校法人も）会計監査人の設置を進められることも予想されるが、地方の小規模法人の幼稚園、専修学校では現実的には人材確保が難しいことが危惧される。